

40100

福岡県

北九州市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
※グリーンアジア国際戦略総合特区の計画に沿った事業を行う事業者が、総合特区の区域内において、取得した固定資産のうち以下のもの。 ①土地、家屋及び償却資産で総合特区の事業の用に供するもの(建物・構築物は取得価格1億円以上) ②償却資産で総合特区の事業に係る研究開発の用に供するもの(研究開発用機械設備等は、2,000 万円以上)		課税免除	固定資産税 ※固定資産取得の期限:平成24年4月1日から、指定法人の有効期間又は令和6年3月31日までのいずれか早い日までの間	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
北九州市企業立地促進補助金	H12.9	【対象企業】 ・以下の業種に属する工場、事業所の新設・増設(既存設備の更新のみ、事業所等の移転のみは対象外) 製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷捌き施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、賃貸施設(別途要件があります。詳細についてはお問い合わせください。)	
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者5人以上(市内中小企業3人以上)、次のいずれかに該当する従業者 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者	①土地代を含む投資額の2～3% ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計10億円以内)
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者5人以上(市内中小企業3人以上) ※交付の対象者は、次に該当する従業者	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円(限度な

		⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者	し) ※短時間労働者は 15 万円
北九州市市内 企業拡充支援 型企業立地促 進補助金	H28.4	【対象企業】 ・市内企業(主に製造業)の拡充(マザー工場化)や拠点の集約のための新設・増設(既存設備の更新のみ、事業所等の移転のみは対象外)	
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者 20 人以上(市内中小企業5人以上)、次のいずれかに該当する従業者 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額:5億円以上(中小企業は2億 5,000 万円以上)	①土地代を含む投資額の6~7% ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計5億円以内)
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者20人以上(市内中小企業5人以上) ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額:5億円以上(中小企業は2億 5,000 万円以上)	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は 15 万円
北九州市大規模 本社機能等 移転促進補助 金	H28.4	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充、本社機能等が入居するオフィスビル(賃貸施設)の建設企業	
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者 50 人以上、次のいずれかに該当する従業者 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額:市外企業5億円以上、市内企業2億円以上、	①土地代を含む投資額の 20~33% (新規雇用者数に応じて変動) ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計5億円以内)

		オフィスビル建設企業 15 億円以上	
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者 50 人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額:市外企業5億円以上、市内企業2億円以上、オフィスビル建設企業 15 億円以上	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は 15 万円
北九州市中規模型本社機能等移転促進補助金	H28.4	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充	
		【設備投資に対する補助】 ・新規常用雇用者 20 人以上(市内中小企業 10 人以上)、次のいずれかに該当する従業者 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者 ※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること ※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる ・投資額:市外企業5億円以上(中小企業は2億 5,000 万円以上)、市内企業2億円以上(中小企業は1億円以上)	①土地代を含む投資額の6～7% ②年間賃借料(初年度分)の1/2 (①+②の合計5億円以内)
		【雇用に対する補助】 ・交付の対象となる新規常用雇用者 20 人以上 ※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者 ・投資額:市外企業5億円以上(中小企業は2億 5,000 万円以上)、市内企業2億円以上(中小企業は1億円以上)	新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は20万円上乗せ(限度なし) ※短時間労働者は 15 万円
北九州市オフィス賃借型本社機能等移転補助金	R2.5	【対象企業】 ・企業の本社機能等の移転・拡充に伴い、市内オフィスビルに事業所を設置する企業	
		【賃料に対する補助】 新規常用雇用者20人以上、次のいずれかに該当する従事者 ⇒福岡県民で新規に雇用された者 ⇒新規雇用・転勤・出向で北九州市民の者	事務所設置後5年間の賃料・共益費の1/2 (限度額は、5年間で 2,500 万円) ※5年間の雇用計画が 100 人以上の場合は、2億 5,000 万円

		<p>※新規常用雇用者の過半数以上は北九州市民であること</p> <p>※市内大学新卒者又は障がい者を雇用した場合は、その1人をもって2人の新規常用雇用者に相当することができる</p>	
		<p>【雇用に対する補助】</p> <p>交付の対象となる新規常用雇用者20人以上</p> <p>※交付の対象者は、次に該当する従業者 ⇒上記の新規常用雇用者のうち1年以上勤務し1年以上市内に住所を有している者</p>	<p>事業所設置後5年間の新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円。正社員は、20万円上乗せ(限度なし)</p> <p>※短時間労働者は、15万円</p>
北九州市オフィス立地促進補助金	H28.4	<p>【対象企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の業種に属し、市内オフィスビルに事業所を設置する企業 自然科学研究所、コンタクトセンター、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、インターネット附随サービス業 <p>※上記事業所のうち、店舗を有し不特定多数の個人を対象とする事業及び市長が要綱目的に合致しないと認める事業を除く</p>	
		<p>【賃料に対する補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内企業(新設)か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) 新規常用雇用者3人以上 	<p>事業所設置後3年間の賃料・共益費の1/2(限度額は3年間で1,500万円)</p> <p>※3年間の雇用計画が100人以上の場合は1億5,000万円</p>
		<p>【雇用に対する補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内企業(新設)か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) 新規常用雇用者3人以上 	<p>事業所設置後3年間の新規常用雇用者 (①市民で新たに雇用された者、②新規雇用、出向又は転勤によって新たに市民になった者)1人当たり30万円</p> <p>※短時間労働者は15万円(限度額なし)</p>
		<p>【改修費用に関する補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内企業(新設)か、現事業所に加えて新たな事業所を設置する市内企業(増設) 新規常用雇用者3人以上 	<p>通信工事・感染防止対策等オフィス改修費用の1/2(限度額は300万円)</p> <p>※本社機能移転を伴う場合は500万円</p>
北九州市オフィスリノベーション補助金	R2.5	<p>【対象企業】</p> <p>市内オフィスビル、商業ビルの所有者</p> <p>【対象要件】</p> <p>①100坪以上の賃貸借契約を予定するオフィス(耐震基準を満たしていないビルは除く。)</p> <p>②ソフトウェア業、情報処理サービス業、コンタクトセンター業等の企業が入居予定のオフィス</p>	<p>【補助対象経費】</p> <p>①OAフロア化、又はOAフロアの改修工事</p> <p>※なお、①と併せて次の②～⑥に該当する工事のいずれかを行う場合は、当該工事費用を含む。</p> <p>②トイレの新設又は改修の工事</p>

		<p>③OAフロアの新規設置工事を行う、又はOAフロアの改修工事を行うこと。</p>	<p>③居室環境設置工事(パーテーション設置、照明の設置・更新など)</p> <p>④消費電力を100%再生可能エネルギーに転換するための改修工事</p> <p>⑤共用部分の改修工事</p> <p>⑥感染症の拡大を防止する内装材への改修の工事</p> <p>【交付額】 補助対象経費(消費税相当額を除く)の20/100以内(5億円以内)</p>
次世代スマートビル建設促進補助金	R3.8	<p>【対象企業】 市内の賃貸用オフィスビルを整備する事業を行う者</p> <p>【対象区域】 JR小倉駅及びJR黒崎駅から半径1km圏内</p> <p>【対象要件】</p> <p>①オフィスとして賃貸する部分をワンフロアで100坪以上、ビル全体の合計で500坪以上整備すること。</p> <p>②IT企業等のためのOAフロアを設置する工事を行っていること。</p> <p>③次世代スマートビルとして、以下の仕様を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策 ・最先端のデジタル技術の活用 ・ゼロカーボン・再生可能エネルギーの活用 <p>④景観等への配慮を行っていること。</p>	<p>【補助対象経費】 オフィスの建設費(設計費、建築工事費、設備工事費)</p> <p>【交付額】 建設費(消費税相当額を除く)×賃貸オフィス部分の床面積/総延床面積の20/100以内(限度額10億円)</p>
北九州市企業立地促進資金融資	S58.7	<p>【対象企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の業種に属する企業の新設・増設が対象。 <p>製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、経営コンサルタント業、荷さばき施設、保管施設及び流通加工施設を設置する企業、電気通信業、情報処理専修学校、観光関連企業(新設・増設の用地規模が10,000㎡以上)、民間放送業及び有線テレビジョン放送業、市の団地(太刀浦、新門司Ⅱ期、響灘)に立地する企業</p>	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地費 ・工場、事業所等の建設費(機械設備を含む) ・工場用水道工事費 ・特別高圧電力工事費負担金 <p>※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は1,000万円以上</p> <p>【返済期間】 10年以内(据置2年以内を含む)</p> <p>【利用額】 上記「対象となる経費」の80%以内で1企業当たり10億円以内</p>

	<p>・用地費を含む設備投資額が 5,000 万円以上</p> <p>東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は 1,000 万円以上</p>	<p>※東日本大震災の影響を受け移転・増設等をする企業は移転等経費も含む</p> <p>【貸出利率】</p> <p>年 1.45% (平成 15 年4月～)</p>
--	--	---

40130

福岡県

福岡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
グリーンアジア国際戦略総合特区の事業を行う企業のうち、福岡市指定法人の指定を受けたものが、総合特区の区域内で新たに取得した固定資産のうち以下のもの。 ①総合特区の事業の用に供する家屋及びその附属設備・構築物1億円以上 ②総合特区の事業の用に供する機械及び装置1,000万円以上 ③総合特区の事業の用に供する機具及び備品500万円以上	常用雇用者の雇用 (人数要件なし)	課税免除	固定資産税 都市計画税 ※固定資産取得の期限:福岡市指定法人の指定を受けた日から令和6年3月31日まで	3年間
家屋等(建物、付属設備、構築物)、機械及び装置、器具備品等の取得合計額が3,800万円(中小企業の場合は1,900万円)以上	5人(中小企業の場合は2人)以上増加すること ※福岡県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けるための要件	不均一課税	本社機能整備に係る固定資産税 ※令和6年3月31日までに、福岡県知事から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受ける必要ありません。	3年間 1年目:税率0%(課税免除) 2年目:税率0.35%(通常の1/4) 3年目:税率0.7%(通常の1/2)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
福岡市立地交付金	H28.4	【対象分野】 ①知識創造型産業 ②健康・医療・福祉関連産業 ③環境・エネルギー関連産業 ④グローバルビジネス(外国・外資系企業)	

		<p>⑤物流関連業 ⑥都市型工業 ⑦本社機能 ⑧コールセンター等</p>
	<p>I 賃借型 新たに建物を賃借して対象分野の事業を開始する事業者</p>	
	<p>1 事務所等(対象分野①～④) 【対象事業】 対象分野①～④に関する研究開発用 オフィス等の新設 【要件】 (基準) 延床面積 60 m²以上かつ 常用雇用者3人以上 (大規模) 延床面積 200 m²以上かつ 常用雇用者 10 人以上</p>	<p>1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/4(1年間) 【上限額】1,500 万円(m²あたり 4,000 円/月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/4(2年間) 【上限額】2,500 万円(m²あたり 4,000 円/月) 2 雇用に関する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円 3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記1・2に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許可の取得等 に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円</p>
	<p>2 物流関連業 【対象事業】 荷捌き、保管、流通加工業務に関する 事業の新設又は移転 【対象地域】 重点地域(アイランドシティ、香椎パーク ポート、九州大学学術研究都市)、流通 業務地区(多の津1丁目、2丁目) 【要件】 (基準) 延床面積 2,000 m²以上(市内の中小企 業者の場合は 1,000 m²)かつ常用雇用 者 10 人以上 (大規模)</p>	<p>1 賃料等に対する助成 (1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/8(1年間) 【上限額】5,000 万円(m²あたり 1,000 円/月) (2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/6(1年間) 【上限額】1億円(m²あたり 1,000 円/月) 2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円</p>

	延床面積 20,000 m ² 以上かつ常用雇用者 200 人以上	
	<p>3 都市型工業</p> <p>【対象事業】 都市型工業の新設又は移転</p> <p>【対象地域】 工業系地域</p> <p>【要件】 (基準) 延床面積 2,000 m²(市内の中小企業者の場合は 1,000 m²)以上かつ常用雇用者 20 人以上</p> <p>(大規模) 延床面積 10,000 m²以上かつ常用雇用者 100 人以上</p>	<p>1 賃料等に対する助成</p> <p>(1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/8(1年間) 【上限額】5,000 万円(m²あたり 1,000 円/月)</p> <p>(2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/6(1年間) 【上限額】1 億円(m²あたり 1,000 円/月)</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円</p>
	<p>4 本社機能</p> <p>【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設</p> <p>【要件】 (基準) 延床面積 500 m²以上かつ常用雇用者 20 人以上</p> <p>(大規模) 延床面積 1,000 m²以上かつ常用雇用者 40 人以上</p>	<p>1 賃料等に対する助成</p> <p>(1) 基準 【金額】年間賃借額の 1/4(1年間) ※他の交付対象分野にも該当する場合は 1/3 【上限額】2,500 万円(m²あたり 4,000 円/月)</p> <p>(2) 大規模 【金額】年間賃借額の 1/4(2年間) ※他の交付対象分野にも該当する場合は 1/3 【上限額】5,000 万円(m²あたり 4,000 円/月)</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時から3年間の常用雇用者(1人1回) 【上限額】1億円</p> <p>3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記1・2に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可取得等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円</p>
	<p>5 コールセンター等</p> <p>【対象事業】</p>	<p>1 賃料等に対する助成</p> <p>(1) 基準</p>

		<p>コールセンター、データ管理・事務処理センターの新設</p> <p>【要件】</p> <p>(基準)</p> <p>延床面積 300 m²以上かつ 常用雇用者 30 人以上</p> <p>(大規模)</p> <p>延床面積 1,000 m²以上かつ 常用雇用者 100 人以上</p>	<p>【金額】年間賃借料の 1/4(1 年間) 【上限額】1,500 万円(m²あたり 4,000 円/月)</p> <p>(2)大規模</p> <p>【金額】年間賃借料の 1/4(2 年間) 【上限額】2,500 万円(m²あたり 4,000 円/月)</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通)</p> <p>【金額】1人当たり5万円～50 万円 ※雇用形態、住民票所在地による。</p> <p>【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円</p>
<p>II 所有型 新たに土地及び建物又は建物を所有して対象分野の事業を開始する事業者</p>			
		<p>1 事務所等(対象分野①～④)</p> <p>【対象事業】</p> <p>対象分野①～④に関する研究開発用 オフィス等の新設</p> <p>【要件】</p> <p>(基準)</p> <p>延床面積 200 m²以上かつ 常用雇用者 10 人以上</p> <p>(大規模)</p> <p>延床面積 400 m²以上かつ 常用雇用者 20 人以上</p>	<p>1 土地・建物等取得額に対する助成</p> <p>(1)基準 【金額】土地(※)・建物等取得額の5% 【上限額】1億円</p> <p>(2)大規模 【金額】土地(※)・建物等取得額の 10% 【上限額】10 億円 ※土地への助成については重点地域において 本市又は博多港開発(株)が所有する土地を 取得した場合に限る。</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～100 万円 ※雇用形態、住民票所在地等による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000 万円</p> <p>3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記1・2に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可の取得 等に要する経費 【金額】対象経費の 1/2 【上限額】300 万円</p>
		<p>2 物流関連業</p> <p>【対象事業】</p> <p>荷捌き、保管、流通加工に関する事業 の新設、移転又は施設提供(施設提供 は大規模のみ)</p>	<p>1 土地・建物等取得額に対する助成</p> <p>(1)基準 【金額】土地(※)・建物等取得額の 2.5% 【上限額】2億円</p> <p>(2)大規模</p>

	<p>【対象地域】 重点地域(アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市)、流通業務地区(多の津1丁目、2丁目)</p> <p>【要件】 (基準) 建物等取得額が3億円(市内の中小企業者の場合は1億5,000万円)以上かつ常用雇用者10人以上</p> <p>(大規模) 建物等取得額が40億円(市内の中小企業者の場合は20億円)以上かつ常用雇用者200人以上</p>	<p>【金額】土地(※)・建物等取得額の5% (施設提供の場合は取得額の2.5%)</p> <p>【上限額】10億円</p> <p>※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発(株)が所有する土地を取得した場合に限る。</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通)</p> <p>【金額】1人当たり5万円～50万円</p> <p>※雇用形態、住民票所在地による。</p> <p>【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回)</p> <p>【上限額】5,000万円</p>
	<p>3 都市型工業</p> <p>【対象事業】 都市型工業の新設、移転又は施設提供 (施設提供は大規模のみ)</p> <p>【対象地域】 工業系地域</p> <p>【要件】 (基準) 建物等取得額が10億円(市内の中小企業者の場合は5億円)以上かつ常用雇用者20人以上</p> <p>(大規模) 建物等取得額が40億円(市内の中小企業者の場合は20億円)以上かつ常用雇用者100人以上</p>	<p>1 土地・建物等取得額に対する助成</p> <p>(1) 基準 【金額】土地(※)・建物等取得額の2.5% 【上限額】2億円</p> <p>(2) 大規模 【金額】土地(※)・建物等取得額の5% (施設提供の場合は取得額の2.5%) 【上限額】10億円</p> <p>※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発(株)が所有する土地を取得した場合に限る。</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通)</p> <p>【金額】1人当たり5万円～50万円</p> <p>※雇用形態、住民票所在地による。</p> <p>【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回)</p> <p>【上限額】5,000万円</p>
	<p>4 本社機能</p> <p>【対象事業】 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行う部門(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理部門)、研究所、研修所の新設</p> <p>【要件】 (基準)</p>	<p>1 土地・建物等取得額に対する助成</p> <p>(1) 基準 【金額】土地(※)・建物等取得額の5% 【上限額】1億円</p> <p>(2) 大規模 【金額】土地(※)・建物等取得額の10% 【上限額】10億円</p> <p>※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発(株)が所有する土地を</p>

		<p>延床面積 500 ㎡以上かつ 常用雇用者 20 人以上 (大規模)</p> <p>延床面積 1,000 ㎡以上かつ 常用雇用者 40 人以上</p>	<p>取得した場合に限る。</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～100万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時から3年間の常用雇用者(1人1回) 【上限額】1億円</p> <p>3 日本初進出の外国・外資系企業の場合 上記1・2に加え、以下も助成対象。 【対象経費】市場調査、通訳、各種許認可の取得等に要する経費 【金額】対象経費の1/2 【上限額】300万円</p>
		<p>5 コールセンター等 【対象事業】 コールセンター、データ管理・事務処理センターの新設 【要件】 (基準) 延床面積 300 ㎡以上かつ 常用雇用者 30 人以上 (大規模) 延床面積 1,000 ㎡以上かつ 常用雇用者 100 人以上</p>	<p>1 土地・建物等取得額に関する助成 (1) 基準 【金額】土地(※)・建物等取得額の5% 【上限額】1億円 (2) 大規模 【金額】土地(※)・建物等取得額の10% 【上限額】10億円 ※土地への助成については重点地域において本市又は博多港開発(株)が所有する土地を取得した場合に限る。</p> <p>2 雇用に対する助成(基準、大規模共通) 【金額】1人当たり5万円～50万円 ※雇用形態、住民票所在地による。 【対象者】操業開始時の常用雇用者(1人1回) 【上限額】5,000万円</p>
設備対応資金(融資)	H28.4	市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転又は新設する方	<ul style="list-style-type: none"> ・所要資金の90%以内、土地取得費については70%以内 ・限度額 2億8,000万円 ・利率 10年以内:1.3% 10年超15年以内:1.5% ・保証料率 0.33%～1.56% ・期間15年以内(うち据え置2年以内)

40202

福岡県

大牟田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,000万円超(用地費除く)	新規常用雇用者 3人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
大規模立地奨励金	H20.10	<ul style="list-style-type: none"> 対象業種 製造業、情報サービス業、機械設計業等 投資額(用地費を除く)・新規常用雇用者 <ul style="list-style-type: none"> ①100億円以上・150人以上 ②50億円以上・100人以上 	【家屋】固定資産評価額×4% 【償却資産】固定資産評価額×2% 【限度額】①3億円、②1億5,000万円 ※1法人5年間に1回限り ※立地奨励金との重複適用不可
立地奨励金		<ul style="list-style-type: none"> 対象業種 製造業、情報サービス業、機械設計業、環境リサイクル産業(大牟田エコタウンへの立地企業)等 投資額(用地費を除く)・新規常用雇用者 <ul style="list-style-type: none"> ①市外企業 5,000万円(1億円)以上・10人(20人)以上 ②市内企業 5,000万円(1億円)以上・5人(10人)以上 ③環境リサイクル産業 5,000万円以上・5人以上 ※中小企業の場合。大企業は()内。	【家屋】固定資産評価額×4% 【償却資産】固定資産評価額×2% 【限度額】7,000万円 ※1法人5年間に1回限り
雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業所 大規模立地奨励金、立地奨励金の適用事業所のうち、1,000㎡以上の用地取得を伴う事業所 新規常用雇用者10人(20人)以上 用地取得後2年以内に着工又は事業所と用地を同時に取得 ※中小企業の場合。大企業は()内。	新たに雇用された1年以上市内に居住する新規常用雇用者数×30万円 【限度額】3,000万円

40203

福岡県

久留米市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
久留米市産業振興 奨励金	H23.4	1-1.【税金等に対する補助】 公社等から用地を取得または賃借する場合、 以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は 5,000 万円)以上または常時従業員 20 人(中小企業等 は5人)以上の工場等 ※特定業種の工場等の場合は、上記の要件なし 【特定業種】 ・自動車関連分野 ・バイオ・医療関連分野 ・食品関連分野 ・環境関連分野	・設置する工場等に対して新たに課 せられる固定資産税額(3年度間) ・工場等の設置によって新たに課せら れる事業所税額(5年度間) ・用地の賃借料×50%(1年度間)
		1-2.【設備投資等に対する補助】 公社等から用地を取得または賃借する場合、 以下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額5億円(中小企業等は2億円) 以上の工場 ※特定業種の工場等の場合は、上記の要件なし 【特定業種】 上欄参照	・用地取得額×10%(最大 40%) ・生産施設床面積㎡×5,000 円(最大 20,000 円) ※業種や市民の新規雇用者数に応じ て加算あり 【限度額】 2億円
		2.【税金等に対する補助】 上記1の対象者以外の者で、特定地域等に以 下の工場等を設置する者 ・投下固定資産総額2億円(中小企業者等は 5,000 万円)以上かつ常時従業員数 20 人(中 小企業者等は5人)以上の工場等 ※特定業種の工場等の場合は、市民の新規雇 用者数の要件なし 【特定業種】 上欄参照	・設置する工場等に対して新たに課 せられる固定資産税額×50%(3年 度間) ・工場等の設置によって新たに課せら れる事業所税額×50%(5年度間)
久留米市グリーンア ジア国際戦略総合	H24.8	3.【設備投資等に対する補助】 指定区域において、グリーンアジア国際戦略総	・生産施設及び関連施設 設備投資額×2.5%

特区事業推進交付金		合特区の事業として承認された事業を行うものが、設備投資額5億円(中小企業等は2億円)以上の事業所を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発用施設及び関連施設 設備投資額×5% 【限度額】 それぞれ1億円
久留米市企業立地促進資金融資	H9.4	4.【設備投資等に対する補助】 以下の事業所を設置する者 <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額2億円(中小企業等は5,000万円)以上または常時従業員20人(中小企業等は5人)以上の事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給 40%(7年間) ・保証料補給 30% ※融資限度額 2億円
久留米市産業振興奨励金	H23.4	5.【本社機能移転・拡充】 福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画として福岡県に認定された事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する事業所に対して新たに課せられる固定資産税額×50%(3年度間) ・市民の新規雇用者数及び市外からの移転者数1人あたり30万円 ・業務施設の年間賃貸借料及び年間共益費(敷金等を除く)×25%(3年度間) 【限度額 500万円/年】
		6.【オフィス】 次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・常時従業員数20人以上(中小企業者等は5人以上)であって、市民の新規雇用者数が5人以上の業務施設を設置するもの ※特定業種又は指定業種に該当する業務施設を新設する場合は、上記の要件なし 【特定業種】 上欄参照 【指定業種】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉サービス分野 ・情報処理・提供サービス分野 ・学術・開発研究分野 	業務施設の年間賃貸借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%<1年度間> 【限度額】500万円/年
		7.【コールセンター・バックオフィス】 常時従業員数20人以上(中小企業者等は5人以上)であって、市民の新規雇用者数が5人以上の雇用創出産業分野の業務施設を設置するもの 【雇用創出産業分野】 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター ・バックオフィス 	<ul style="list-style-type: none"> ①業務施設の年間賃貸借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%(3年度間) 【限度額】500万円/年 ②事業の用に供する設備機器、器具・備品の取得費及び事業所設置工事費等×50%(3年度間) ③通信回線費用(事業の用に供する

			専用通信回線の年間使用料) × 50% (3年度間) 【②+③合計限度額】800 万円/年 かつ3年度間総額 2,000 万円 ④市民の新規雇用者数 1 人あたり 30 万円 (1回限り)
--	--	--	---

40204

福岡県

直方市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円(農林漁業関連業種にあつては5,000万円)を超えること ※平成19年総務省令第94号第2条に定める施設が対象 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条に規定する地域経済牽引事業計画の認定を得た事業者	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
直方市企業立地促進奨励金	H14.1	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に工場等を新設・増設 ・投下固定資産総額2,100万円以上 ・新規雇用が発生していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額の1%(限度額3,000万円) ・上記にかかわらず、市、市土地開発公社が造成、現在所有している土地を取得し、工場等新設に伴い10人以上(市内居住者の場合は6名以上)を雇用し、継続雇用する場合は5ヶ年度を限度に奨励金を交付する。 (合計の限度額2億円) 初年度2% 2～5年度1.5%

40205

福岡県

飯塚市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,100万円超 (市内一部地域)	—	課税免除	固定資産税 (用地費含まない)	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
飯塚市企業立地促進補助金	H20.1	(指定業種) 製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業、自然科学研究所 (共通条件) ・投下固定資産総額 3,000 万円以上 ・市民の新規常用雇用5人以上(要6月以上継続雇用) (立地区分) ①工業団地内での新設(市有地の取得の場合) ②新設時、東京圏(1都3県)からの移転についても優遇制度あり(詳細はお問合せください)	①の補助金の内容 【企業立地促進補助金】 投下固定資産総額の2～4%を5年間交付 (上限 9,000 万円) 【雇用促進補助金】 新規常用雇用6人目から1人当たり 50 万円を交付 (上限 1,000 万円) 【不動産取得補助金】 不動産取得税額の 100%を交付 (上限 2,000 万円)
		(指定業種) 製造業、情報サービス業、自然科学研究所 (共通条件) ・東京圏のうちの条件不利地域以外の区域内から飯塚市へその全部又は一部を移転し、新設であること。 ・飯塚市環境基本条例に基づき必要な措置を講じていること。 ・市税を滞納していないこと。 ・本補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。	雇用者の数5人以上 10 人未満 50 万円 ※雇用する人数によって補助金は変動します。 ※空き家等を事務所として取得し、又は賃借する場合は、別途加算額が有ります。

		<ul style="list-style-type: none">・事務所取得日から起算して2年以内に操業を開始すること、又は、事務所を賃借し、事務所契約日から起算して1年以内に操業を開始し、それに係る新規常用従業員5人以上を申請書提出まで6か月以上雇用していること。	
--	--	---	--

40206

福岡県

田川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
500 万円超 ※ただし、製造業又は旅館業は 下記の資本金の額等による 【5,000 万円超～1 億円以下】 1,000 万円以上 【1 億円超】2,000 万円以上	新規雇用者又は転属者1 人以上	課税免除	固定資産税	1 年間又は3 年 間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
田川市企業の誘致及び育成に関する条例	H16.4	(工場、情報サービス施設、宿泊施設、物流施設、農林水産物等販売施設) ・投下固定資産総額:2,000 万円以上 ※家屋又は償却資産を取得するために要した費用(用地取得費、譲り受けによる取得費、消費税等を除く) ・新規雇用者又は転属者:5人以上 ・市税及び田川市に関する使用料等を完納していること (その他の施設) ・雇用機会の創出、事業機会の増大、税源のかん養に大きく寄与すると認められる場合 ・田川市の産業の競争力の強化に資すると認められる場合	奨励金 ・事業所設置奨励金(限度額2億円) 【新設】投下固定資産総額×5% 【増設・移設】投下固定資産総額×3% ・雇用促進奨励金(限度額 3,000 万円) ・新規雇用者等で下記全てを満たす者 1人×50 万円 ・新規雇用者等で下記①及び②を満たす者 1人×20 万円 ①操業開始日から1年を経過した日まで雇用していること ②操業開始日から1年を経過した日まで田川市民かつ雇用保険の被保険者であること ③操業開始日から1年を経過した日において、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であること

40207

福岡県

柳川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,100 万円超	新規常用雇用者5人以上 ※新規常用雇用者 10 人以上	課税免除	固定資産税	5年間 ※6年目以降の5年間 50%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
柳川市企業立地等促進条例	H18.10	市内に事務所等の新設、増設又は建替えの際、投下固定資産総額が2,100万円を超え、かつ事業開始時において新規常用雇用者を5人以上雇用している事業者	雇用奨励金 ・市内居住の新規常用雇用者が3人以上の場合、1人目から交付対象で、1人当たり 30万円 【限度額】 1,500 万円 利子補給金 ・事務所の新設増設又は建替え1,000万円以上の借入金に対する利子補給金を支給 ・年利1%を上限に3年間 ・借入金の上限は1億円

40210

福岡県

八女市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700万円超(用地費含む)	正規常勤従業員 10人以上	課税免除	固定資産税	3年間
500万円以上(用地費含む) ※資本金に応じて投下固定資産本 額や取得要件が変更 ※製造業、旅館業、農林水産物等販 売業、情報サービス業等に限る	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
八女市企業誘致条 例	H19.10	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域土地購入(3,000㎡以上)後、1年以 内に建設に着手、かつ3年以内に操業開始 ・正規常勤従業員が10人以上 	土地購入経費の30%以内

40211

福岡県

筑後市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500万円以上 (用地費は含まない)	新設:5人以上を常時雇用 増設・更新:過去1年間で減 少なし	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
筑後市産業振興促進条例	R2.4	<p>【対象業種】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、宿泊業</p> <p>【計画認定の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 2,500万円以上(用地費は含まない) ・従業員 新設 常時5人以上の雇用 増設・更新 過去1年間で減少なし <p>【雇用奨励金交付の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、更新に併せて現行より従業員を3人以上雇用すること。さらにその従業員が、筑後市民で1年以上居住し、かつ1年以上雇用していること ・以前に雇用奨励金の交付を受けていないこと 	<p>雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象従業員1人当たり30万円 ・1事業者に1回限り (限度額 1,000 万円)

40212

福岡県

大川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
大川市企業の誘致等に関する条例	H18.7	市内への事務所等の新設、増設又は移設等により事業を開始する事業者 ・投下固定資産総額 3,000 万円以上(操業開始前3年以内に取得した用地含む) ・新規常用雇用者5人以上、うち市内居住者半数以上を雇用すること	施設設置奨励金 ・事業所の固定資産税額に相当する額を交付 ・3年間 ・限度額 3億円 雇用奨励金 ・事業を開始する日における市内居住の新規常用雇用者1人当たり 30 万円を交付(1回限り) ・限度額 1,000 万円

40213

福岡県

行橋市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,100万円以上(用地費含む)	新規雇用5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
行橋市企業誘致条例	H4.3	<p>【特定地域(産業導入地区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行橋市企業誘致条例の適用企業(※) ・新たな土地の取得 ・投下固定資産総額(用地含む)2億円以上 ・市民の新規常用雇用5人以上 <p>(1)立地交付金 (2)給水加入金交付金 (3)雇用促進奨励金</p> <p>【特定地域(産業導入地区以外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行橋市企業誘致条例の適用企業(※) (4)事業所等設置奨励金 <p>(※)特定地域に事業所を新設、増設、移設し、投下固定資産総額 2,100 万円以上かつ新規常用雇用従業員5人以上に該当するもの。</p>	<p>(1)土地と家屋の固定資産税課税標準額の15%(限度額1億円)</p> <p>(2)上水道を使用するため納入した施設分担金及び口径別納付金の同額</p> <p>(3)市内居住の新規常用雇用者(1年以上雇用)×30万円(限度額3年間の総額3,000万円)</p> <p>(4)当該固定資産に係る各年度分の固定資産税額の2分の1に相当する額(限度額3千万円)</p>

40214

福岡県

豊前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設2億円以上	市民新規雇用 10 人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊前市企業立地促進条例	H16.3	<p>対象業種</p> <p>製造業、加工業、電気・ガス・熱供給業、道路貨物運送業、梱包業、情報サービス関連業、自然科学研究所</p> <p>①設備投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額 3,000 万円以上 ・常用雇員人数 5名以上 <p>②設備投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額2億円以上(新設のみ) ・新規常用雇員人数 市民 10 名以上 <p>③設備投資額(用地費含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額2億円以上 ※市または豊前市土地開発公社から新たに用地を取得した者に限る ・新規常用雇員人数 市民 10 名以上 	<p>①投下固定資産総額に係る固定資産税の2分の1に相当する額を3年度間交付(限度額 3,000 万円)</p> <p>②工業用地取得面積に 1,000 円を乗じた額を1回に限り交付(限度額 5,000 万円)</p> <p>※①と②は併用不可。ただし、②に該当する場合は固定資産税の免除が適用される。</p> <p>③市内に住所を有する新規常用従業員数に 30 万円を乗じて得た額を3年度間交付(限度額 3,000 万円)</p>

40215

福岡県

中間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000 万円以上	常用従業員数5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

40216

福岡県

小郡市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
市内に事業所等を新設または増設 ・要件なし ※賃借の場合、自社所有の償却資産のみ 適用対象 【対象業種(オフィス系)】 ①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター	常時従業員3人以上	課税免除	固定資産税	3年間
市内に事業所等を新設または増設 ・1億円以上(用地費除く) 【対象業種(工業系)】 ⑦製造業 ・グリーンデバイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(先端技術・環境配慮型) ・ロボット・AI・IoT 関連 ・環境エネルギー産業関連(環境配慮型) ・次世代産業関連(水素エネルギー等) ・バイオ関連(製薬等) ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 ⑧データセンター	常時従業員 10 人超	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
小郡市事業所等設置奨励条例	H27.9	市内に事業所等を新設または増設 【対象業種(オフィス系)】	1 事業所設置奨励金 左記業種①～⑥の事業所の年間賃借料(敷

		<p>①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③学術・開発研究機関 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥コンタクトセンター</p> <p>【設備投資額】 ・要件なし</p> <p>【常時従業員】 ・3人以上</p> <hr/> <p>市内に事業所等を新設または増設</p> <p>【対象業種(工業系)】</p> <p>⑦製造業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンデバイス関連(半導体製造等) ・蓄電池関連 ・自動車関連(先端技術・環境配慮型) ・ロボット・AI・IoT 関連 ・環境エネルギー産業関連(環境配慮型) ・次世代産業関連(水素エネルギー等) ・バイオ関連(製薬等) ・航空宇宙関連 ・食料品製造関連 <p>⑧データセンター</p> <p>【設備投資額】 ・1億円以上(用地費除く)</p> <p>【常時従業員】 ・10人超</p>	<p>金等を除く)×50%</p> <p>【限度額】150万円/年<3年度間></p> <p>2 雇用奨励金 市内在住の新規常用雇用者1人当たり 20万円</p> <p>【限度額】1,000万円<1回限り></p> <p>3 企業立地奨励金 固定資産税課税相当額</p> <p>【限度額】1億円<1回限り></p> <p>※企業立地奨励金は、市または市土地開発公社が造成・分譲する工業団地に立地する場合に限る</p>
--	--	---	---

40217

福岡県

筑紫野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
条例で定める区域内での新設・増設・移設 3,000 万円以上 ※土地は操業日の前3年以内に取得したものに限る。	市民の新規常時雇用 5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
筑紫野市企業立地促進条例	H25.12	(区域) 条例で定める区域内への新設・増設・移設であること (業種) 製造業、情報通信業、学術・開発研究機関、その他 条例施行規則で定める業種であること (投下資本総額) 3,000 万円以上であること (雇用) 市民の新規常時雇用が5人以上であること	1年以上常時雇用した市民1 人当たり 20 万円を交付 (ただし、交付は1回限り、上 限は 1,000 万円)

40220

福岡県

宗像市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000 万円以上 (用地費含む) ※対象業種により立地区域 の指定あり	(製造業、情報サービス業、 自然科学研究所、デザイン 業、機械設計業、コールセン ター業) 市民の新規雇用従業員 10人以上 (上記以外の対象業種企業) 市民の新規雇用従業員 5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
宗像市企業立地促進補助金	H18.4	(製造業、物流業、卸売業、インターネット・データ・センター業) ・設備投資額 5,000 万円以上(用地費含む) ・賃貸の場合は、固定資産評価額 5,000 万円以上 ・常勤の役員及び従業員の 10 人以上が市内居住 (物流業、卸売業、インターネット・データ・センター業については5人以上)	・設備投資額(アスティ 21 のみ用地を含む)の2% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1(限度額 5,000 万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額 2,000 万円) ・業務施設年間賃借額の3分の1(3年間)(限度額 2,000 万円) ・設備機器年間リース料の3分の1 ・市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり 30 万円(1回限り) ※限度額総額1億円
		(産業支援サービス業) ①情報サービス業 ②デザイン業・機械設計業 ③自然科学研究所 ・設備投資額 5,000 万円以上(用地費含む)又は、設備機器のリース料が年間 1,000 万円以上	・設備投資額(アスティ 21 のみ用地を含む)の2% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1(限度額 5,000 万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額 2,000 万円)

	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の役員及び従業員の10人以上が市内居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務施設年間賃借額の3分の1(3年間) (限度額 2,000 万円) ・設備機器年間リース料の3分の1 ・市内居住の常勤役員及び従業員1人当たり 30 万円 (1回限り)
	<p>(創業者支援業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに創業者支援業の実績があると認められる者 ・設備投資額 1,000 万円以上(用地費を含む)又は、設備及び設備機器のリース料が 200 万円以上 ・市内に 200 ㎡以上のコワーキングスペース等を有し、事業相談やセミナー・交流会の開催など、日常的に創業者等のビジネス活動や成長拡大を支援する事業を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額の5% ・業務施設年間賃借額の2分の1 ・設備機器年間リース料の2分の1 ・専用回線年間使用料の2分の1 ・新規常用雇用者1人当たり 30 万円(1回限り) <p>※限度額総額 500 万円</p>
	<p>(コールセンター業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の10人以上が市内居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員1人当たり 20 万円 ・パート・アルバイト1人当たり 10 万円(1回限り) <p>※限度額総額 500 万円</p>
	<p>(ベンチャー企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業又は産業支援サービス業に分類されるベンチャー企業等 ・設備投資額 1,000 万円以上(用地費を含む)又は、設備及び設備機器のリース料が年間 200 万円以上 ・新規常用雇用者2人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額の5% ・業務施設年間賃借額の2分の1 ・設備機器年間リース料の2分の1 ・専用回線年間使用料の2分の1 ・新規常用雇用者1人当たり 30 万円(1回限り) <p>※限度額総額 500 万円</p>
	<p>(施設賃貸者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額1億円以上(用地費含む) ・施設を賃借した企業の従業員の10人以上が市内居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額(アスティ 21 のみ用地を含む)の5% ・事業用地の造成に要した経費の2分の1 (限度額 5,000 万円) ・上下水道の引込工事に要した経費の2分の1(限度額 2,000 万円) <p>※限度額総額1億円</p>

40221

福岡県

太宰府市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置等〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
太宰府市ホテル等設置 奨励条例	H19.12	(ホテル等の設置支援) 投下固定資本額が下記のとおりであること ・新設 1億円以上 ・増設 5,000万円以上 ※投下固定資本額は、用地費を含む	・投下固定資本額の 1/2 (上限 5,000 万円) ・3年間

40223

福岡県

古賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
指定地域での新設・増設:2億円以上(用地費除く) ※土地は購入後3年以内に建設に着手したものに 限る	常時雇用従業員 5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
古賀市企業立 地促進条例	H27.12	(区域) 指定地域内での新設、増設 (投下固定資産総額) 2億円以上(用地費除く) ※土地は購入後3年以内に建 設に着手したものに 限る (常時雇用従業員) 5人以上	1 雇用奨励金 新規に常時雇用従業員を雇用した場合、1人当たり12万 円を交付 ※雇用後、古賀市に居住している者に限る ※本社機能を設置した場合は1人当たり24万円 上限100人 2 本社等立地交付金 本社機能を設置した場合に交付 ①事務的経費(資本金に応じて交付) ・1,000万円以上1億円未満 20万円 ・1億円以上10億円未満 50万円 ・10億円以上50億円未満 210万円 ・50億円以上 360万円 ②本店登記費用 本店登記をした場合 20万円 ③常時雇用従業員転入費用(転出地域に応じて交付) 1人当たり(古賀市に居住する者に限り、上限100人) ・九州 5万円 ・近畿、中国、四国 10万円 ・中部 15万円

40225

福岡県

うきは市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
取得価格合計2億円超(農林漁業関連業種に関しては5,000万円超) ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業 立地計画の承認を受けていること	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
うきは市産業立地 促進条例	H20.4	<ul style="list-style-type: none"> ・立地促進奨励金 投下固定資産総額3億円以上であつて常時雇用従業員数30人以上 ・設備投資奨励金 投下固定資産総額3億円以上であつて常時雇用従業員数30人以上 ・雇用促進奨励金 投下固定資産総額3億円以上であつて常時雇用従業員数30人以上かつ市民の新規雇用者数10人以上 ・産業振興奨励金 次のいずれかに該当する工場等の新設及び増設 ①投下固定資産総額が2億円以上の場合(中小企業は5,000万円以上) ②常時雇用する従業員の数が20人以上の場合(中小企業は5人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地促進奨励金 新規取得用地価格×10%(限度額1億円) ・設備投資奨励金 生産施設床面積×5,000円 (限度額1億円－立地促進奨励金) ・雇用促進奨励金 市民の新規雇用者数×30万円 (限度額1億円－設備投資奨励金－立地促進奨励金) ・産業振興奨励金 操業開始後、最初の固定資産税が賦課される年度から3年間奨励金を交付 ※当該工場等が新設又は増設された部分に課税された固定資産税に対し、初年度全額、2年次3分の2、3年次3分の1の額に相当する額

40226

福岡県

宮若市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1 億円超(農林漁業及びその関連業種に関しては 5,000 万円超) ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく企業立地 計画の承認を受けていること	15 人超	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮若市企業立地 促進助成金	H25.4	<p>【対象事業】 製造・加工業、及びそれに伴う研究開発事 業、情報処理サービス業、教育・学習支援業 など ※以上の事業を行う事業所の新設・増設が 対象 〈土地区分〉 福岡県企業局又は本市が所有する土地の購 入または賃借契約 〈雇用〉 新規常用従業員のうち市内居住者6人以上 ※市外からの事業所移転の場合は、新規に 限らず対象に該当。</p>	<p>(1) 企業立地促進助成金 ・投下固定資産総額 25 億円以上の場合 投下固定資産総額の8%の額 ・投下固定資産総額 25 億円未満の場合 投下固定資産総額の6%の額 ※上限額2億円、5年間で分割交付 (2) 雇用促進助成金 新規常用従業員1人当たり 50 万円 ※上限 1,000 万円、初年度のみ交付</p>

40227

福岡県

嘉麻市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700 万円以上	新設:新規雇用5人以上 増設:新規雇用2人以上	課税免除	固定資産税	5年間 初年度～3年度 100/100 4年度 60/100 5年度 30/100 ※業種によっては上記課税 免除の率にそれぞれ2分 の1を乗じた率

40228

福岡県

朝倉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円以上 (農産団地は 3,000 万円超) ※用地費を除く ※課税免除もしくは地域総合整備 資金貸付(ふるさと融資)のい れか一方の優遇措置が受け られます。	新設:新規雇用 10 人以上 増設:増加見込5人以上 (市内居住の常用労働者) ※中小企業者は除く	課税免除	固定資産税	3年間 (農産団地は4年間) (免除期間終了後、市内 常用労働者の割合によ り、50/100 を更に2年間 免除)

40229

福岡県

みやま市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700 万円超(用地費含む)	5人以上 (新規雇用に限らず)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
みやま市工業等振興促進条例	H21.4	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額 2,700 万円を超える(用地費含む) ・常時雇用従業員数5人以上 ・市民の新規常用雇用3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する者1人当たり 30 万円を交付(操業開始後3年以内に増員された者) ※限度額 1,500 万円

40230

福岡県

糸島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000万円以上(用地費含む) ※土地は所有権移転後3年以内に 事業を操業したものに限る。	常時雇用従業員 5人以上	課税免除	固定資産税	3年間 100% その後 2年間 50%

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
糸島市企業等立地 促進条例	H17.4	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内への新設、移転、増設であること ・業種 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、学術開発研究機関 ・投下資本額 3,000万円以上 ・常時雇用者 5人以上 ・税や使用料を滞納していないこと 	雇用奨励金 ・新規雇用者(市内在住者)1人当 たり 20万円を交付 ※交付は1回限り、上限は1,000万 円

40231

福岡県

那珂川市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(対象業種) (1)農業、林業、(2)製造業、(木材・木製品製造業(家具を除く。))家具・装備品製造業に限る、(3)情報通信業、(4)運輸業、郵便業、(5)卸売業、小売業、(6)学術研究、専門・技術サービス業、(7)宿泊業、飲食サービス業、(8)教育、学習支援業、(9)医療・福祉(医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。)、(10)サービス業(他に分類されないもの)(その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。) (11)その他市長が特に認める事業 ①投下固定資産総額 対象となる業種(1)～(3)、(10)の場合 3,000万円以上 対象となる業種(4)～(9)、(11)の場合 2億円以上	(1)～(3)、(10)の場合 1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用3人以上 (4)～(9)、(11)の場合 1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用5人以上	奨励金交付	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	措置の内容
那珂川市企業の誘致等に関する条例	H31.1	対象業種 (1)農業、林業、(2)製造業(中分類 12-木材・木製品製造業(家具を除く。))家具・装備品製造業に限る、(3)情報通信業、(4)運輸業、郵便業、(5)卸売	1年以上雇用され、1年以上市内に住所を有する新規雇用者数×10万円 ※ただし上限 100万円、交付は1回限り

		<p>業、小売業、(6)学術研究、専門・技術サービス業、(7)宿泊業、飲食サービス業、(8)教育、学習支援業、(9)医療・福祉(医療業のうち、病院の一般病院で、かつ、診療科名が産科又は産婦人科であり、分娩を取り扱うものに限る。中分類 85-社会保険・社会福祉・介護事業のうち、児童福祉事業の保育所に限る。)、(10)サービス業(他に分類されないもの)(中分類 92-その他の事業サービス業のうち、コールセンター業に限る。)、(11)その他市長が特に認める事業</p> <p>①投下固定資産総額</p> <p>対象となる業種(1)～(3)、(10)の場合 3,000 万円以上</p> <p>対象となる業種(4)～(9)、(11)の場合 2億円以上</p> <p>②新規雇用者数</p> <p>対象となる業種(1)～(3)、(10)の場合 3名以上</p> <p>対象となる業種(4)～(9)、(11)の場合 5名以上</p>	
--	--	--	--

40341

福岡県

宇美町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000 万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満たすもののほか、町が承認するもの	町内居住者の雇用予定があること(人数要件なし)	課税減額	固定資産税	3年間
3,000 万円以上 ※地域未来投資促進法に基づく福岡県の基本計画に定められる地域経済牽引事業の承認要件1を満たすもののほか、町が承認するもの ※企業立地等の促進のために売却した用地及び建物その他の建造物の譲渡所得に係る所得税及び町県民税に関する一切の特別控除及び軽減税率の適用を受けていない用地提供者	—	課税免除	用地提供者(個人・法人)の譲渡所得に係る町県民税	—

40381

福岡県

芦屋町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①新設 2,000 万円超	①常時従業員4人以上	課税免除	固定資産税	5年間
②増設 1,000 万円超	②増加する常時従業員1人以上			
③移設 2,000 万円超	③増加する常時従業員1人以上 ※町内に住所を有する者の数が1人以上			

40382

福岡県

水巻町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000 万円以上	10 人以上(増加雇用人員)	課税免除	固定資産税	3年以内

40383

福岡県

岡垣町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①新設 3,000 万円超	①常時従業員3人以上	課税免除	固定資産税	5年間
②増設 2,000 万円超	②増加する常時従業員2人以上			
③移設 3,000 万円超	③増加する常時従業員3人以上			

40384

福岡県

遠賀町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設・増設・移設 2,700 万円超 (有形償却固定資産)	常時従業員3人以上	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
遠賀町企業誘致 条例	H27.3	<ul style="list-style-type: none"> ・新設・増設・移設 ・投下資本総額 2,700 万円以上 ・常時雇用従業員数3人以上 ①雇用促進奨励金 <ul style="list-style-type: none"> 操業日前後6月の間に町内在住者を新規雇用された従業員で、操業後1年経過して継続雇用されている場合 ②従業員転入奨励金 <ul style="list-style-type: none"> 町外在住の既正規雇用従業員で、操業日後6月までに町内に転入した従業員が操業後1年経過して町内在住かつ継続雇用されている場合 	要件に該当する従業員1人当たり 20 万円を交付。 (ただし、交付は1回限り。上限 200 万円)

40401

福岡県

小竹町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
設備投資規模 ●製造業、旅館業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円～1億円) 2,000万円以上(資本金1億円超) ●農林水産物等販売業、情報サービス業 新設又は増設した設備の取得価額 500万円以上(資本金なし)	—	課税免除	固定資産税	3年間
1億円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
小竹町雇用促進奨励金	H18.8	<ul style="list-style-type: none"> ・町内における工場等の新設又は増設(小竹町が所有する用地に限る)の翌年度か3年間 ・新規常用雇用(町内居住者)5名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の新規常用雇用5名以上の場合、1名当たり10万円を1回限り交付(3年間300万円を限度)

40402

福岡県

鞍手町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
500万円超(用地費除く)	—	課税免除	固定資産税	3年間

40421

福岡県

桂川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
減価償却資産 2,700 万円超	・製造業 ・情報処理サービス業 ・道路貨物運送又はこん包業については、新規 15 人超	課税免除	固定資産税	3年間

40447

福岡県

筑前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円超	新設 10 人以上 増設5人以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
筑前町企業立地促進奨励金交付要綱	R1.9	<p>【対象事業】 物の製造、加工等の製造業及び電気・ガス・熱供給業(再生可能エネルギーによるものに限る。)を営むための施設、ソフトウェア開発、情報処理、情報提供等の情報関連事業を営むための施設、試験研究、研究開発、研修等の機能を有する施設、運送、倉庫、卸売り等の流通関連事業を営むための施設、その他町長が特に認める施設</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地費含む投下固定資本総額1億円以上 ・新規常用雇用5名以上(町内に住所を有する者) ・町税(各種使用料及び手数料並びに町の各種資金の貸付け)等の滞納なし 	<p>【雇用促進奨励金】 1年以上継続して雇用した、町内に住所を有する新規常用雇用者数×10万円 (限度額1,000万円、1回限り)</p>

40448

福岡県

東峰村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

40503

福岡県

大刀洗町

〈企業立地に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
5,000 万円以上	新設 新規常用雇用5人以上 増設 新規常用雇用3人以上	課税免除	固定資産税	3年間

40522

福岡県

大木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(農工地区) 新設 1億円 増設 6,000 万円	20 人以上 10 人以上	課税免除 初年度 100/100 2年度 75/100 3年度 50/100	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
大木町工場設置奨励に関する条例	H4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 投下固定資産総額 1億円以上 常時使用従業員数 20 人以上 ・増設 投下固定資産総額 6,000 万円以上 常時使用従業員数 10 人以上 	奨励金 ・固定資産税の範囲内(3年間) 初年度 100/100 2年度 75/100 3年度 50/100

40601

福岡県

香春町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する法律第 24 条の規定の適用を受ける事業者 500 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法第 25 条の規定の適用を受ける事業者1億円超(農林漁業関連事業者 5,000 万円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法第 17 条の2第1項第1号の規定の適用を受ける事業者 3,800 万円以上(中小企業者等 1,900 万円以上)	—	課税免除	固定資産税	3年間

40602

福岡県

添田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
・製造業・旅館業 新設又は増設した設備の取得 金額 500 万円以上(資本金 5,000 万 円以下) 1,000 万円以上(資本金 5,000 万円～1億円) 2,000 万円以上(資本金1億円 超) ・情報サービス業等、農林水産 物等販売業 新設又は増設した取得価格 500 万円以上(資本金なし)	—	課税免除	固定資産税	3年間

40604

福岡県

糸田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
糸田町工場等の設置奨励条例	H17.12	<ul style="list-style-type: none">・対象事業(製造業・加工業、大型商業施設、その他産業施設)・投下固定資産総額 2,700 万円以上・新規常用雇用5名以上(大型商業施設は10名以上)・町税等を完納していること	事業規模に応じて、最大で5年間、初年度に賦課される固定資産税額の2分の1を支給

40605

福岡県

川崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
※対象業種:製造業、ソフトウェア業、旅館業		課税免除	固定資産税	3年間

40610

福岡県

福智町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700 万円以上	新規常用雇用者及び転属者5人以上	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の規定の適用を受ける事業者 500 万円以上(業種、資本金により異なる)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
福智町企業誘致条例	H18.3.6	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、旅館業 投下固定資産総額 2,700 万円以上 新規常用雇用及び転属者 5人以上	①工場等設置奨励金 投下固定資産額の5% 限度額3億円 3年の範囲内で交付する ②雇用促進奨励金 新規常用雇用者及び転属者1人当たり 50 万円 限度額 3,000 万円

40621

福岡県

苅田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
苅田町企業立地促進条例・大規模立地促進奨励金	H27.12	【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業 【交付要件】 投下固定資産総額 50 億円以上かつ新規常用雇用者 50 人以上(新設・増設)	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り) 限度額:5億円
苅田町企業立地促進条例・立地促進奨励金	H27.12	【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業 【交付要件】 投下固定資産総額5億円以上(中小企業者は 5,000 万円以上)かつ新規常用雇用者5人以上(中小企業者は2人以上)(新設・増設)	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り) 限度額:1億 5,000 万円
苅田町企業立地促進条例・雇用促進奨励金	H27.12	【対象業種】 (新設) 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、航空運輸業、水運業、こん包業 (増設) 製造業 【交付要件】 投下固定資産総額5億円以上(中	新規常用雇用者1人当たり 30 万円(1回限り) 限度額:3,000 万円

		小企業者は 5,000 万円以上)かつ 新規常用雇員5人以上(中小企業者は2人以上)(新設・増設)	
荏田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例・設備投資促進奨励金	R3.4	【対象業種】 製造業 【交付要件】 カーボンニュートラルに資すると町長が認める次の設備投資に係る投下固定資産総額 10 億円以上(ただし、償却資産に限る) ①大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備	交付要件を満たす償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り) 限度額:1億 5,000 万円
荏田町カーボンニュートラルに資する設備投資等促進条例・立地促進奨励金	R3.4	【対象業種】 発電所 【交付要件】 投下固定資産総額 10 億円以上(用地費を含む)	家屋及び償却資産に課される固定資産税相当額(1回限り) 限度額:1億 5,000 万円

40625

福岡県

みやこ町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
取得等:500万円以上(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものは1,000万円以上、1億円を超える法人が行うものは2,000万円以上) ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の適用が受けられること	10人以上	課税免除	固定資産税	3年間
1億円(農林漁業関連5,000万円)以上 ※福岡県より地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること	—	課税免除	固定資産税	3年間

40642

福岡県

吉富町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円(農林漁業及びその関連業種 5,000 万円)を超えるもの ※福岡県の承認地域経済牽引事業のうち主務大臣の確認を受けたもの	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
吉富町企業立地促進条例	H17.3	新設 ・投下固定資産総額2億円以上かつ町民の新規常用雇用5人以上 (中小企業は投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ町民の新規常用雇用2人以上) 増設・移設 ・投下固定資産総額 3,000 万円以上	奨励金 ・固定資産税の 1/2(3年間)

40646

福岡県

上毛町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定の適用を受ける事業者500万円以上 (業種、資本金により異なる)	新規雇用5人以上	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法第25条の規定の適用を受ける事業者1億円以上 (農林漁業関連事業者5,000万円以上)	新規雇用5人以上			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
上毛町企業誘致条例	H22.6	<p>①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定の適用を受ける事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者</p> <p>②地域未来投資促進法第25条の規定を受ける事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者</p> <p>③運輸業、卸売業を営むための施設、又は大規模小売店舗で、投下固定資産総額2,000万円以上の事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上の事業者</p> <p>④投下固定資産総額3,000万円以上の事業所等の新設等を行い、新規雇用者が5人以上で町長が特に必要と認</p>	<p>1 附帯施設等整備費補助金</p> <p>【対象経費】 (1)防災対策及び環境保全のための設備工事費 (2)自然災害に伴う復旧費</p> <p>【補助率】(1)3/4 (2)実費</p> <p>【限度額】(1)1,000万円 (2)250万円</p> <p>2 雇用奨励補助金</p> <p>【対象要件】 事業開始に必要な常用雇用者を新規に町民から5人以上雇った場合</p> <p>【補助率】 町民1人当たり20万円 (ただし新規雇用から引き続き6箇月を経過した者に限る)</p> <p>3 用地取得奨励金</p> <p>【対象経費】 事業所用地を新規に取得し、事業を開始した場合における用地購入費</p> <p>【補助率】10/100</p> <p>【限度額】1,000万円</p> <p>4 施設設置奨励金</p>

		めた事業者	【対象要件】 ③④の事業者において操業日の属する年度の翌年度以後 3年度分の固定資産税の課税免除額に相当する額
--	--	-------	--

40341

福岡県

築上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
3,000 万円	常用従業員数5人以上	課税免除	固定資産税	初年度～3年目 100/100 4年目 60/100 5年目 30/100

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
築上町企業立地 交付金交付要綱	H23.9	<p>①築上町企業立地促進条例の適用企業であること。</p> <p>適用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産総額:3,000万円以上 ・常用従業者数:5人以上 ・用地面積:1,000㎡以上 <p>②当該事業所等の設置に当たり、新たな土地を取得又は賃借すること。</p> <p>③新規常用従業員を1年以上雇用していること。</p> <p>(雇用促進奨励金の交付条件に適用)</p>	<p>【用地取得交付金】 用地取得費の 10%に相当する額(限度額 4,000 万円)</p> <p>【用地賃借料交付金】 1年間の賃借料合計額の 1/3 の額を3年間交付</p> <p>【雇用促進奨励金】 町内居住の新規常用雇用者1人当たり 50 万円(1回限り) ※限度額3年間の総額 600 万円</p> <p>【給水加入金交付金】 給水装置新設時に納入する加入金に相当する額を交付</p>